

Vol. 141

CONTENTS

- 【コラム】著作権を意識していますか?…天野 由貴
【解説】オンライン授業と著作権…隅谷 孝洋
【解説】SARTRAS 共通目的事業による著作権教育教材の開発…布施 泉



COLUMN

著作権を意識していますか？



みなさん、推し活^{☆1}していますか？ 私はしています。

SNS で推し活用のアカウントを作成し、推しについての情報を発信してくれる方々をフォローしています。そういう方々はおおむねプロフィールアイコンが推し画像です。そして公式アカウントから画像を含む情報が出ると、一斉に SNS のフィードにそれらの画像が流れます。つまり公式の画像を複製し、SNS の自分のアカウントでその画像を公衆送信しているわけです。有名人の画像をプロフィール画像にしたり、SNS へ投稿することは、著作権者の許諾なしにおこなうと、著作権侵害となります。これらのことは、世間ではあまり意識されていないように思われます。

2022 年 9 月、全国の大学生 400 人を対象に、著作権に関するアンケート調査およびクイズをオンラインでおこないました。アンケートにおいて SNS 利用における経験を確認したところ、SNS のプロフィール画像を有名人画像にしたことのあると回答した人は 54.8% いました。SNS への有名人画像投稿も 34.1% が経験アリという結果でした。一方で、SNS の利用規約を読んだことがあるかという設問では、54.6% が「ない」という回答でした。

クイズでは、許諾なくおこなった場合に著作権侵害に「なる」か「ならない」かを聞きました。「ニュース映像に自分が写っていたので、嬉しくて自分の部分だけの動画を作成し SNS で公開した」という設問では 39.5% の人が「ならない」、 「ピカチュウのキャラ弁を作ったら、うまくできたので、写真に撮って SNS に投稿した」では 70.5% の人が「ならない」と答えています。正解は両方とも「なる」です。「ベストセラー小説で面白かったものがあったので、同じようなシチュエーションで違う小説を書いて小説投稿サイトに掲載した」では 52.4% が「なる」と答えています。正解は「ならない」です。クイズでは最も正解率の高い問題でも 67% で、半数以上の問題で正解率は 50% 未満でした。これらの調査結果と解説について、Web サイト^{☆2} で公開しておりますのでご参照ください。

私たちの身の周りには、本、雑誌、写真、絵、動画、音楽など多くの著作物で溢れています。他人の著作物を扱うだけでなく、SNS や YouTube など簡単に自分の著作物を発信できるようにもなりました。このように誰にとっても身近な権利であるはずの著作権ですが、その意識についてはまだまだ普及が足りないようです。

みなさん、もう少しだけ著作権を意識してみませんか？

☆1 推し活：推し(自分にとってイチオシの、アイドル、アニメのキャラクタ、芸能人など)に情熱を注ぐ活動の総称

☆2 <https://home.riise.hiroshima-u.ac.jp/~ten/cr2022>



天野由貴 (東京工業大学 教育革新センター) (正会員) amano.y.aj@m.titech.ac.jp

東京工業大学教育革新センター特任専門員。広島大学情報メディア教育研究センター客員研究員。LMS の管理サポート等行う。AXIES-csd 部会著作権 TF で活動。「すぐわかる 著作権と授業」執筆。CE 運営委員、CLE 会員、イグ研会員。

オンライン授業と著作権

隅谷孝洋

広島大学

2018年10月に、本コーナーに「教材の公衆送信と著作権法改正¹⁾」という小文を掲載していただいた。同年5月に、授業目的の公衆送信について権利制限とそれに関する補償金制度を定めた改正著作権法が成立し、2021年4月の施行に向け、制度の整備が進められていたところだった。

しかし2020年の前期、コロナ禍によりほとんどの大学においてオンライン授業の実施を余儀なくされることになる。このことは同年2月時点で予見されていたが、改正著作権法はいまだ施行されていない状態だったため、各団体は文化庁などに対してさまざまな働きかけを行った。

結果として^{☆1}、2020年4月28日に予定より1年前倒しで改正法が施行された。補償金額は当面0円となった。その後、補償金額が認可され^{☆2}、翌2021年4月から授業目的公衆送信補償金制度の正式運用となる。

本稿を執筆している2023年2月の時点では、補償金総額の2割を支出することになっているSARTRAS^{☆3}共通目的事業^{☆4}も実施されている。この事業については、本号に掲載されている「SARTRAS 共通目的事業による著作権教育教材の開発」もご参照いただきたい。

一方オンライン授業の波をもたらしたCOVID-19は、教員や学生の間でオンライン授業をすっかり常識化させた。本稿では、あらためてオンライン授業

と著作権について実用的な説明を試みる。

他者著作物利用の際の判断フロー

オンライン授業の主な2つの形態、同時双方向授業とオンデマンド授業のいずれの場合にも、インターネットを通じた教材などの公衆送信が大きな要素となる。ここでいう公衆送信とは、LMSでの授業資料配布や一斉電子メール、動画ストリーミングなどを通して履修生^{☆5}に著作物を送信^{☆6}することを指す。

従前より、授業をする際には、教科書として利用している書籍や、スライドファイルに転載したネット上の図版など、さまざまな形で「他者の著作物」を利用する。他者の著作物は、それらを創作した著作者^{☆7}の財産であるため、利用に際しては著作者の許諾を得ることが原則必要になるのだが、授業で使う場合には一定の範囲で無許諾で利用できる。図-1に、授業で他者著作物を利用する際の判断フローを示す。

1番目のブロックでは、使おうとする資料がそもそも許諾の必要がないものではないかということを確認する。2番目と3番目のブロックでは、著作権法上の権利制限に該当する（すなわち特定の条件に当てはまるため許諾の必要がない）ものではないか、ということを確認する。

最後のブロックの判断でNOとなっても、使えないわけではなく、「許諾をとって使えばよい」ということに注意が必要である。許諾をとるのは手間がか

☆1 各方面からの働きかけにかかわらず改正35条の実施前倒しはなかなか実現しなかったが、最終的にはどなたかの強い政治力により実現したのであると想像している。表面上の経緯については望月ら²⁾を参照のこと。

☆2 年間で1人あたり小学生120円、中学生180円、高校生420円、大学生720円など。右を参照、<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>

☆3 (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会。著作権法第104条の11によって規定されている。全国でただ1つの補償金管理団体である。

☆4 正確には「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」

☆5 著作権法でいう公衆には特定多数を含むので、リストに固定されている履修生も公衆となり得る。

☆6 実際に送信していなくても、履修生がアクセスしさえすれば送信される状態におくこと(送信可能化)も含む。ただし、同一構内に閉じた送信は含まない。

☆7 もしくはその権利を譲り受けた著作者。

かるように思われるが、それが本来の使い方なのだ。

自由利用可能か

□ 著作物か否か

まず、利用しようとしている資料が、著作物かどうかを考えよう。これが判断フローで最初に見るところになるのだが、意外と難しい。

著作物であるかどうかは著作権法第2条に書かれている「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」かどうかを見ることになる。具体的にどのようなカテゴリのものがあるかは、著作権法第10条から12条に例示^{☆8}がしてある。

授業で使うものであれば、たとえば調査データ(思想または感情を表現したものではない)や、単純な折れ線グラフ(創作的な表現でない)などは著作物とは見なされない。調査データなどはコストがかかっているのだが、少なくとも著作権法では保護されない。

また、大量生産される工業製品の外観も、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属さないため著作物で

はない。たとえば実験装置の写真を自分で撮影したものは授業で使っても構わない。一方他人が撮影した実験装置の写真は、「創作的な表現」になっていれば、その他人の著作物となるため許諾が必要になる。

創作的かどうかは、表現の巧拙によらず作者なりの工夫があるかどうかということだが、はっきりと線引きできるようなものではなく、判断は難しい。迷ったら「著作物だよな」とっておいた方が無難だろう。

また、著作物であったとしても、著作者が専有している権利^{☆9}を侵害しないような使い方であれば問題がない。たとえば著作物を鑑賞したり、批評したりといった使い方については著作者はこれらを専有していないので自由に行うことができる。

□ 保護期間を過ぎているか

著作物には、それが創作された時点で自然に著作権が発生し、その後著作者が亡くなってから70年経過するまで存続する。死亡翌年の元日から70年間をカウントするので、死亡した年に70を足した年の12月31日まで存続すると考えてよい。

ただし、以前は死後50年経過するまでが保護期間だった。2018年12月30日に70年に変更されたため、その時点で切れていなかった著作権は20年延長された^{☆10}。つまり、1967年に亡くなった方の著作権は2017年12月31日に消滅したが、1968年に亡くなった方の著作権は20年追加され2038年まで存続し、2018年から2037年までは著作権が切れる方はいないことになる。

さらに、第二次世界大戦で日本と交戦していた国の著作物は交戦期間中保護されていなかったとして、10年程度^{☆11}の戦時加算が追加されることになっているのでさらにややこしい。

☆8 言語、音楽、舞踏、美術、建築、図形、映画、写真、プログラムなど。

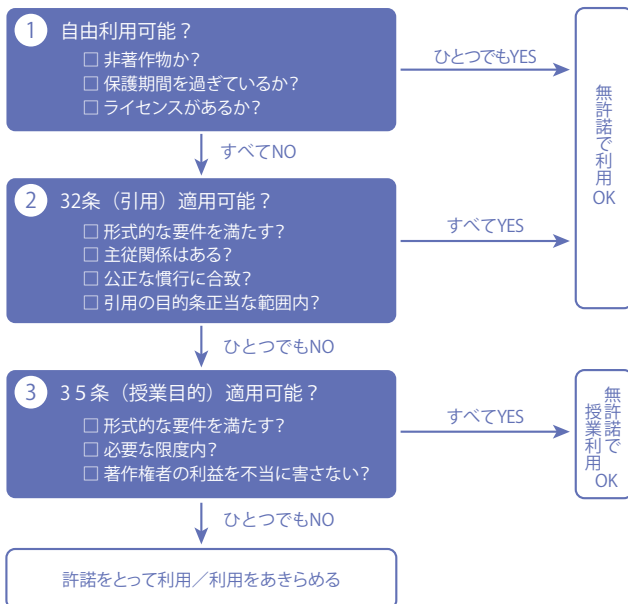


図-1 他者著作物利用時の判断フロー

☆9 著作権法第21条から28条に示してある。複製、翻訳、(以下公衆に対して)上演および演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、など。

☆10 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/pdf/r1410925_01.pdf

☆11 加算するのは開戦から講和条約を結んだ日までの日数であり、国によって違う。アメリカ、イギリス、フランスなどであれば3,794日。オランダであれば3,884日など。中国やロシアは講和条約を結んでおらずこの制度の対象になっていない。



□ ライセンスがあるか

この場合の「ライセンス」はあらかじめ利用許諾を与えるもの、と考えてよい。

有償のコンテンツを購入したり年間契約している場合は、利用条件が明示してあるはずである。インターネットで公開されているコンテンツも、あらかじめ利用規約のページなどが用意されていることがある。

インターネットで無料公開されているものは、すべて自由に再利用して構わないと誤解されている場合も多いのだが、何も宣言されていない状態では「すべての権利は著作権者が専有」していると解釈せざるを得ないことに注意が必要である^{☆12}。

■ 32条（引用）が適用可能か

著作権法第32条第1項に示された要件に従えば、自分の著作物に他者の著作物を引いてきて使うことができる。この「引用」は、ほぼすべての利用について権利制限されるという非常に強いものになっているので、利用者としては慎重な運用が必要だ。これまでに何件も訴訟がある^{☆13}。

これが適用可能かどうかの条件リストとして、過去の判例や学説に基づいているいろなまとめ方が行われている。ここでは4つのチェック項目にまとめてみた。

最初の「形式的な要件」は、公表された著作物であること／区別性があること／出所を明示していること／改変していないこと^{☆14}、を意味している。あまり判断に迷わない部分だろう。

次に「主従関係」は、質・量ともに自分の著作部分が主であり、引用部分が従であると説明されることが多い。スライドであれば1枚単位ではなく、説明や前後の文脈も含めて考えてよい。

「公正な慣行」とは、著作権者に不当に大きなダメージを与えるものでないこと考えられる。根拠の

ない中傷などで引用されてはたまらない。そのほか分野により異なる慣行があるかもしれない。

「正当な範囲内」は条文の「報道、批評、研究その他の引用の目的条正当な範囲で行われるもの」に対応するものである。自らの説明と引用したい資料との関連性、引用したい分量を考慮する。

授業においては、説明に必要な最小限度の転載であれば、多くの場合32条引用となるのではないかと考えられる。一方、例題などで転載する場合には適用できないことが多いのではないだろうか。

■ 35条（授業目的の複製と公衆送信）が適用可能か

著作権法第35条は、いくつかの条件のもとで、著作者に無許諾で、授業で使用するための複製や公衆送信をおこなってもよいとするものだ。以前は「授業のためならいくらでもコピーして構わない」と誤解される向きもあったが、複製に加えて公衆送信と公の伝達にも権利制限をつけた2018年の法改正をきっかけに、少しずつその誤解は解消されつつあると考える。

前書きでも触れた著作権法改正によって、補償金が導入された。この補償金制度を「授業目的公衆送信補償金制度」と呼ぶ。第35条の条文もやはり曖昧なところが多いが、授業目的公衆送信補償金制度の構築に伴い、現場での運用を円滑にするために「改正著作権法第35条運用指針^{☆15}」（以下「運用指針」）が公開された。教育機関と著作権管理団体から同数の委員を推薦して本制度に関する意見を交換^{☆16}すべく設置された「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（[図-2](#)参照、以下「教育著作権フォーラム」）において検討され作成されたものである。

この運用指針は、条文に出現する「授業」や「授業を担任するもの」「必要と認められている限度」などについて、定義と例で具体的に説明しようとするもの

☆12 つまり、見るのは自由だが、複製して再利用するなどの場合には原則許諾が必要になる。

☆13 何件もあるが、授業のために作っている資料での引用では、争った事例はないようである。

☆14 必要な翻訳は認められている。

☆15 <https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

☆16 団体を代表して利益関係を代弁したりするものではない、ということ強調しておきたい。

である。権利団体と教育機関団体が共同で内容を検討して公開したという点でも画期的である。授業を行う教育関係者だけでなく、著作権者となる方にも必ず目を通していただきたい文書になっている。『すぐわかる著作権と授業^{☆17}』も、この文書をさらに噛み砕いて説明することを動機として作成に至った。

図-1のチェックリストにあげた点について、簡単に説明しておく。

最初の「形式的な要件」は、問題の複製や公衆送信が、「学校」において「授業」の過程で使用するため「授業を担当するものや受けるもの」が行うものであること、を指している。小中高や大学の公式な授業であれば、ほとんどの場合満たされるだろう。公式な授業から少し外れて、運動会や入学式、公開講座、FDなどが授業に当たるのかは気になる向きもあると思う。運用指針(p.7)に書かれているのでぜひご参照いただきたい。

2つ目の「必要な限度内」のところでは、(a)元資料のどの範囲を公衆送信するのか、(b)公衆送信の対象や期間は、というところを確認する必要がある。ともに必要な限度内でなくてはならない。

(a)は、授業担当教員が客観的に説明できなければならぬ。書籍の1ページしか必要なのに、全ページのPDFを共有したり、動画の特定の場面だけが必要なのにすべてを共有することは、無許諾での利用の範囲を越えることになる。

(b)はほとんど形式的にチェックできる。履修学生に限定して公開することが基本になるので、誰でもアクセスできる形でインターネットに公開すること

☆17 SARTRAS 共通目的事業の成果物。https://axies.jp/report/copyright_education/

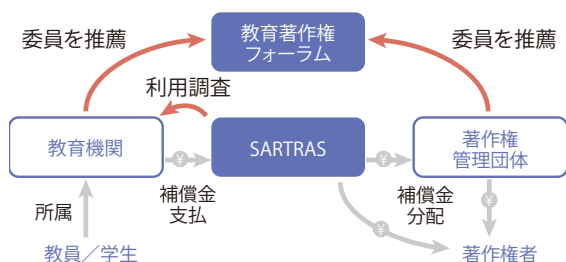


図-2 SARTRASと教育著作権フォーラム

は、対象外となる。一方、履修学生以外でも、授業参観の教員や父兄への配布は、必要な限度内にあたるとされている(運用指針p.12)。

3つ目の「著作権者の利益を不当に害さない」は、いわゆる但し書き：

ただし、当該著作物の種類および用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(著作権法第35条)

に関するところである。これについては一言で説明することが難しいが、基本的には著作権者に対して不当に経済的な損害を与えるものでないことを確認することになる。運用指針本文^{☆18}や『すぐわかる著作権と授業』をぜひご覧いただきたい。

この項目は、2つ目の「必要な範囲」を抑えるような形で働く^{☆19}ため、必ず合わせて考える必要がある。たとえば、履修生が持っていないある書籍を、授業でその「全部を使う」場合には、全部を共有したいのだが、そうしてしまって著作権者の利益を不当に害することにならないか、という確認を合わせてするべきなのだ。普通に流通している書籍であれば、履修生が買うべきものだろうし、絶版になっていてほとんど流通していないのであれば、共有しても不当な利益を与えないかもしれない。

□ 利用報告とは

前文で述べたように、授業目的で公衆送信を行う場合は、「教育機関の設置者」が補償金を支払うことになっている。個々の教員は支払うことができない。また、国立大学の場合であれば運営費交付金に上乗せする形で国から補償金分が支給されている。その他の種類の大学・学校でも同様である^{☆20}。なので、

☆18 初等中等教育と高等教育に分けて書かれており、合計で12ページを割いて丁寧に説明してある。

☆19 逆に、写真の著作物などでは、一部分の共有は同一性保持権を侵害するおそれがあることも指摘されている(運用指針pp14-15)。

☆20 文化庁説明資料、https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20220608.pdf



個々の教員は補償金のことは基本的に何も心配せず、著作権法に則って授業目的の公衆送信を行ってよい。といっても、本当に何も考えなくてよいわけではない。SARTRASは集めた補償金を著作権者に分配するために、どのような公衆送信が行われたか、年間1,000校程度の教育機関^{☆21}に対してサンプリング調査^{☆22}をしている。

SARTRASは現状この利用報告だけを元にして分配をするわけなので、利用報告は授業目的公衆送信補償金制度の維持のためにとっても重要なものなのだ。利用報告が依頼される場合も、1カ月の間だけということである。読者のみなさんのもとに依頼があった場合には、可能な限り正確な報告をお願いしたいと思う。

オンライン……

実は、オンライン授業でも対面授業でも、今回の判断フローで考慮することはほとんど変わらない。1カ所あるとすると、コロナ禍以降のオンライン授業で一般的に行われるようになった授業映像の配信の部分である。

たとえば、対面授業で学生にテレビ番組の録画を見せたりしていたが、これは面倒くさいことを言うと、著作権法第35条(授業目的の複製)を適用して無許諾で複製した上で、同38条(非営利無償の上映など)

を適用して無許諾で上映していたことになる^{☆23}。他者著作物を一部転載して作った資料の投影も同様だし、教科書を読み上げたりするのも同様である。

これがオンライン授業になると、上演・上映ではなく公衆送信が必要になり、著作権法第35条を適用して授業目的の公衆送信を行うことになる^{☆24}。35条の公衆送信については、先に触れたように必要な限度で著作権者の利益を不当に害さないということを確認しなければならない。38条ではそのような要件はないので、言い方はよくないけれどあまり気にせずにテレビ番組や映画の上映などが可能だったのだった。

再度判断フローを眺めて

図-1に示した判断フローの1番目のブロックは、実は一番判断が難しい。ここは、迷わしいものはすべて「許諾が必要な著作物である」と割り切ってしまう。

2番目と3番目のブロックは、いずれも権利制限を適用するか判断するものである。権利制限は、公益に資するような活動で利用する場合に、著作権者の権利を多少制限してもやむをえないと考えられてのきまりでもある(図-3)。決して「特権ではない」ということを肝に銘じて、適正な運用を心がけることが重要である。

そのためにも『すぐわかる著作権と授業』をご高覧いただければ幸いである。

参考文献

- 1) 隅谷孝洋：べた語義：教材の公衆送信と著作権法改正，情報処理，Vol.59，No.11，pp.1034-1037 (2018)。
- 2) 望月俊男，重田勝介，村上正行，隅谷孝洋：教育の情報化に対応した著作権法の改正とオンライン教育普及に向けた課題，教育システム情報学会誌，Vol.37，No.4，pp.255-266 (2020)。(2023年2月16日受付)

☆21 大学では学部単位のようなだ。

☆22 <https://sartras.or.jp/hokoku/>

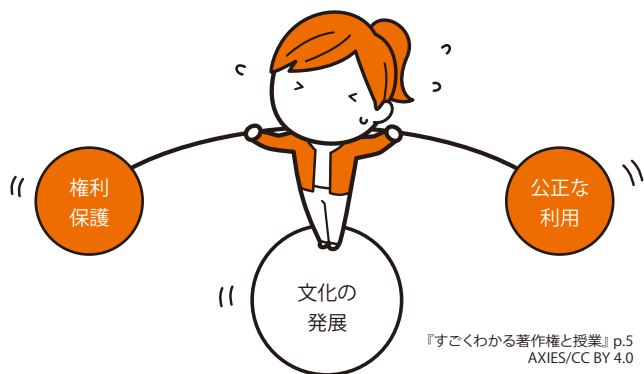


図-3 もって文化の発展を……

☆23 非営利無償の上映とは、観客から料金を集めず、上映や上演する方も報酬をもらわない場合は、無許諾で行うことができるというもの。学校の授業も、授業料や教員の給料はあるけれど、この扱いになると言われている。

☆24 ハイフレックス授業であれば、上演・上映に加えて公衆送信が必要になる。



隅谷孝洋 (正会員) sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp

広島大学情報メディア教育研究センター准教授。2001年からLMS管理に携わる。日本教育工学会・イグ研会員。2016年から、AXIES-csd著作権TFで活動。教育著作権フォーラムAXIES推薦委員。

SARTRAS 共通目的事業による 著作権教育教材の開発

布施 泉

北海道大学

著作権教育の重要性

SNS 等を用いて誰もが情報を発信する現代の社会では、著作権を学ぶ重要性は言を俟たない。児童・生徒に対する著作権教育は、初等中等教育の新学習指導要領で重視されており、音楽、美術、書道、技術・家庭や情報といった科目の中で取り上げられている¹⁾。また国語科では、代表的な著作権の権利制限規定の1つである「引用」を、小学校中学年から扱うこととなっている(たとえば、小学校国語科の学習指導要領解説では、「第3学年および第4学年の内容」の「情報の扱い方に関する事項」として、「比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと」等といった形で明示されている²⁾)。

さらに、ネットワークを用いた学習環境の進展を受け、児童・生徒・学生といった教育を受ける側(以後、学習者と記す)だけではなく、教育を行う側である教職員においても著作権の知識は必要不可欠となっている。コロナ禍を契機に、学校教育でのネットワークを用いたコンテンツ利用の必要性が高まっている。この点に関し、近年、学校教育の権利制限規定に関する著作権法の改正(第35条の改正)が行われており、教職員に対する著作権法への理解のアップデートをはかる必要がある。

このような背景から、本稿では教員と大学の学生を対象とした著作権教育に資する教材開発の取り組みについて紹介する。ここで紹介する教材は、(一社)大学ICT推進協議会(以後、AXIESと記す)が

(一社)授業目的公衆送信補償金等管理協会(以後、SARTRASと記す)の共通目的事業の助成を受けて開発を行っているものである。「開発する著作権教育・学習教材の概要」でその詳細を述べる。

著作権教育の難しさ

さて、筆者は著作権に関する教育・学習は特に以下の3つの点について難しさを伴うと考えている。

- 著作権法の正しい理解についての継続的学習(頻繁な著作権法の改正に起因)
- ネットワーク環境の推進に伴う、他者への権利侵害の容易さとその影響度の大きさ
- 著作権法への正しい知識を自らの行動規範へ適切に反映できるか否か

まず1点目の難しさとして、近年の情報技術の進展に伴う社会的要請等を踏まえ、著作権法の改正が頻繁に行われている点が挙げられる。法に基づく知識を正しく身に付けるためには、学習者は法が変わり得ることを前提として学び続ける必要がある。また社会的には、学習者が、いつでもどこでも正しい知識を学べる環境を構築することが必要である。しかし、前者については、著作権法は私たちの生活に直結する身近な法であるものの、条文をそのまま読んで直ちに理解できるようなものではないため、学校教育で受動的に学んだだけでは、以後の学習を継続するための動機づけが弱い。著作権法は、著作者等の権利保護と著作物の公正な利用とのバランスをとり、文化の発展に寄与することを目的とした法



である。学習者自らが著作者になる可能性を踏まえ、著作者の権利と著作物の公正な利用の両面からの学習が望まれる。特に公正な利用の観点では、著作権者の権利を一部制限する規定である著作権の権利制限規定(例：引用、私的使用目的での複製、学校等の授業の過程における複製・公衆送信・公の伝達、等)についての適切な理解が欠かせない。前述した通り、教育関係者は、これらの著作権の権利制限規定は理解した上で授業や研究を進める必要がある。また、後者の社会的な学習環境の構築の観点では、本稿で述べる著作権教育教材が、まずはその一助になるよう、質の良い教材の提供に尽力していきたいと考えている。

2つ目の難しさとして、ネットワークが発達した現在の環境下では、他者の著作権を侵害した際の影響が大きくなる可能性があることに加え、SNS等でそのような侵害行為が容易に行うことのできる環境になっている点が挙げられる。ネットワーク上に散在する著作物の不適切な利用により、本人の本来の意図とは関係なくグローバルな問題に発展する可能性もある。インターネット上での不特定の人もしくは特定多数に向けた発信は、公衆送信となる。誰もが公衆送信可能な時代であることを意識して、著作権の教育・学習を行う必要がある。また、近年は情報技術の進展に伴い、AI等の新たな技術を用いた作品が発生しており、今後、著作権の取り扱いに質的な影響を与える可能性についても意識していく必要がある。いずれにせよ、今後も変わり得る著作権法を正しく理解した上で、著作権法を遵守していくことが求められる。

さらに3つ目の難しさとして、正しい著作権法の知識を得たとしても、それらを正しく自らの行動に反映させることができるかどうかという点が挙げられる。著作権法は、一部を除き、罰則は権利者の告訴が必要な親告罪での適用となるため、「この程度は」「この人であれば」といった自身に甘い判断での行動を重ねる学習者が少なからずいる可能性がある。

最終的には、著作権の知識だけを学ぶのではなく、その根底にある他の著作者への敬意を持つこと、その権利を尊重し、また自らも著作者となることを意識して行動できるように学習していく必要があるであろう。ただし現状では、この難しさを解決する前に、学習者は、まずは著作権に関する正しい知識を身に付ける必要がある。

以下では、著作権の正しい知識を基礎から学ぶことができるように目指した教材開発の概要について報告する。

開発する著作権教育・学習教材の概要

2018年の著作権法の改正では、補償金を支払うことで、学校等の教育機関における授業の過程での著作物の公衆送信が、著作権者の許諾を求めずに行えるようになった(必要かつ適切な範囲等といった条件があるので注意)。この補償金のことを授業目的公衆送信補償金と呼ぶ。著作権法は、この授業目的公衆送信補償金に関して、補償金を受ける権利の行使や指定の基準、補償金の額の定め方等について規定している(著作権法第104条の11から第104条の16)。

著作権法(第104条の15第1項)では、授業目的公衆送信補償金の一部を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」(以下、共通目的事業と記す)に支出することとされている³⁾。この共通目的事業に関する助成事業が2022年度からSARTRASで始まった。2022年度の採択事業一覧は、Webページ上で公開されている⁴⁾。

本稿で紹介する教材は、AXIESが2022年度に応募した事業「教育現場で正しく著作権法を運用するための教材開発」にて開発したものである。「教育を行う者」「授業を受ける者」を対象とした教材を開発し、それらを無償公開することにより、教育現場での著作権法の正しい理解と運用の促進を目指している。本事業での開発教材は、教員向け教材(PDF冊

子)と学生向け教材(動画)から構成される。

本事業は、AXIESの学術・教育コンテンツ共有流通部会(以下、CSD部会と記す)と情報教育部会を主体として実施組織を構成して制作を行った。主たる2022年度教材開発メンバ(著作者・監修者)を表-1に示す。事業の実施期間は2022年度から2023年度である。そのため、本稿執筆時ならびに掲載時には、その一部の紹介にとどまることをご容赦いただきたい。本事業で開発した教材は、以下のWebサイトにて提供を行うこととしており、2023年度終了時には、本掲載時に比して、多くの教材が提示されているはずである。適宜参照いただきたい。

https://axies.jp/report/copyright_education/

□ 教員向け教材(PDF 冊子)

「教育を行う者」つまり教員向けの教材として、PDF冊子「すぐわかる 著作権と授業」(図-1参照)を開発した。上記サイトにクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY 4.0)にて提供している。

表-1 2022年度教材開発メンバ
(著作者・監修者, 50音順で敬称略, 2023年2月時点)

天野由貴(東京工業大学), 喜多 一(京都大学), 木村剛大(小林・弓削田法律事務所), 隅谷孝洋(広島大学), 多川孝央(九州大学), 布施 泉(北海道大学), 和田智仁(鹿屋体育大学)
--



図-1 教員向け冊子「すぐわかる著作権と授業」/AXIES/CC BY 4.0」

表-2 教員向け冊子「すぐわかる 著作権と授業」

Chap.1 著作権の基礎
Chap.2 授業における著作権
Chap.3 授業における著作物利用Q&A
Chap.4 許諾の取り方

冊子の具体的な構成については表-2を参照されたい。著作権の基礎(著作権法とは/著作物とは/著作者とは/著作権とは)から、授業における著作権(授業と著作物/引用/授業目的の複製等/改正著作権法第35条運用指針)、授業における著作物利用Q&A、許諾の取り方という流れで、イラスト等を用いて分かりやすく説明されている。たとえば、著作物利用Q&Aでは、「卒業した学生の作文やレポートを授業で紹介したい」「違法な著作物を授業で紹介しても大丈夫?」など、具体的な教育現場でありがちな疑問とそれらについての回答・解説が提示されている。大学だけでなく、初等中等教育にかかわる教員の方には、ぜひご覧いただきたい。

□ 学生向け教材(動画)

「授業を受ける者」つまり学生向けの教材は、動画教材「基礎から学ぶ著作権」として2022年度末から公開予定であり、本稿執筆時には鋭意開発中である。動画は、AXIESですでに実績のある情報倫理デジタルビデオ小品集(AXIES企画・制作)の開発に準じ、大学生の身近な問題から著作権を学ぶ物語仕立てとしている(図-2参照)。2022年度は8編、2023年度は15編の動画クリップの開発を予定している。本動画



図-2 学生向け動画「基礎から学ぶ著作権」の解説編の画面例(開発中)



は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY-ND 4.0)として提供する予定である。

表-3に2022年度に開発する8編の動画の内容について示した。各クリップは物語編と解説編に分かれており、おおむね物語編が1分～3分程度、解説編が5分～7分程度になる。以下に各クリップで扱う主なキーワードを抜粋して示す。

- 01 そもそも著作権とは：著作物，著作者，公正な利用，著作者の権利の保護，オープンソースソフトウェア
- 02 著作物を公衆に送信する権利：著作財産権，公衆送信権，送信可能化権，複製権
- 03 著作者が持つ人格的な権利：著作者人格権，公表権，氏名表示権，同一性保持権，名誉声望保持権
- 04 著作物の保護期間と利用の仕方：パブリックドメイン，クリエイティブ・コモンズ・ライセンス，著作権の権利制限規定
- 05 学校教育にかかわりの深い特別なルール：権利制限規定
- 06 SNSで著作権侵害？：公衆送信権，複製権，キャラ弁，プロフィールアイコン
- 07 利用規約を読みましょう：利用規約，利用許諾，ライセンス
- 08 引用について学ぶ：公表された著作物，主従関係，明瞭区別性，公正な慣行，正当範囲内，出所の明示

上記の構成概要から、教員向け冊子と学生向け動画の両方に共通の内容が含まれていることがお分かりいただけることと思う。本教材では、教員向け、学生向けとも、著作権の基本事項から、引用や

授業の過程での複製等を扱った著作権の権利制限規定、公衆送信（公衆とは何かを含む説明）を取り上げている。また異なる点としては、教員向けでは実際の授業において理解が必要な改正著作権法の第35条の運用指針についての説明やQ&Aといった現場での運用に必要な情報が多く掲載していることに対し、学生用動画では授業でない場合と授業での著作物の利用の違い、フリー素材を利用する際の注意点といった学生の生活場面を想定して著作権を扱う事項を多く含めていることが挙げられる。

動画教材は、2022年度の8編は基礎的内容を取り上げたが、2023年度の15編では、より多様な内容を取り上げていきたい。

開発した教材の活用と今後の計画

冒頭の「著作権教育の難しさ」で述べた通り、著作権法は頻繁に改正されている。開発した教材の内容が法の改正により不適切になってはいないか、さらに説明を加えるべき内容がないか、といった観点で継続的に教材内容を確認し改善を行っていく必要がある。また、そもそも本教材により教員や学生が著作権に関する知識を正しく理解することができたかを調査し確認していくことも必要である。筆者はこれまで、一般情報教育の中で動画教材を用いた著作権教育を継続的に行ってきたが、教材の学習順序によっては、規制を強化する方向に学習者の意識が萎縮する効果を確認している⁵⁾。たとえば、著作権の権利制限規定を正しく理解する前に「〇〇はしてはいけない」といった著作権の保護の側面のみを強調した指導を行った場合には、適法な引用といった著作物の公正な利用も行いにくくなるという現象である。これは著作権法の趣旨を鑑みるととても不幸なことである。教員や学生の理解の状況を調べ、状況に応じ、意識の萎縮効果を起こさないような教材の提示順序を示すといった学習手法に関する研究を進めていくことも望まれよう。

表-3 学生向け動画「基礎からわかる著作権」2022年度の内容

1 そもそも著作権とは	5 学校教育にかかわりの深い特別なルール
2 著作物を公衆に送信する権利	6 SNSで著作権侵害？
3 著作者が持つ人格的な権利	7 利用規約を読みましょう
4 著作物の保護期間と利用の仕方	8 引用について学ぶ

また、開発した教材は日本語を用いているが、著作権法は、日本で学ぶ留学生や日本で教える日本語を母語としない教員等にも広く理解してもらう必要がある。さらに視聴覚に障害を持つ人にも開発教材で学べるような対応が望まれる。したがって、英語翻訳版の教材開発や、日本語での字幕化といった学習者の多様性を鑑みた教材の拡充も検討している。本教材開発のプロジェクトが、広く学習者に対する著作権の理解の深化を促す一助になることを願っている。

参考文献

- 1) 文部科学省：平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文，解説），https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm (2023/2/3 閲覧)
- 2) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編，平成 29 年 7 月，https://www.mext.go.jp/content/20220606-mxt_kyoiku02-100002607_002.pdf (2023/2/3 閲覧)

- 3) e-GOV 法令検索：著作権法（昭和四十五年法律第四十八号），<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048> (2023/2/3 閲覧)
- 4) (一社) 授業目的補償金等管理協会：2022 年度 SARTRAS 共通目的事業の助成事業について「2022 年度共通目的事業・助成事業一覧（PDF）」，https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kyotsumokuteki_joseiichiran2022.pdf (2023/2/3 閲覧)
- 5) 布施 泉，岡部成玄：高等教育における著作権学習—学習による意識への萎縮効果をふまえた学習構成，教育システム情報学会，Vol.26, pp.42-51 (2009).

(2023 年 2 月 4 日受付)



布施 泉 (正会員) ifuse@iic.hokudai.ac.jp

北海道大学情報基盤センター教授，博士（理学）。北海道大学情報処理教育センター助手，北海道大学情報基盤センター准教授等を経て 2010 年から現職。大学 ICT 推進協議会・理事（CSD 部会担当），情報倫理デジタルビデオ小品集制作 TF 主査，情報倫理教育，プログラミング教育を含む大学の一般情報教育，および ICT を用いた学習支援環境に関する研究に従事。

情報処理学会第 86 回全国大会併催

第 6 回中高生情報学研究コンテスト

2023 年 6 月
詳細公開！

受付開始：2023 年 9 月 1 日（金）

申込締切：2023 年 10 月 10 日（火）

※申込多数の場合は早期に締め切ります。

ポスター締切：2023 年 11 月 10 日（金）

ブロック大会：2023 年 12 月 9 日（土）～17 日（日）頃

全国大会：2024 年 3 月 16 日（土）

会場：神奈川大学 横浜キャンパス

（神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3 丁目 2 7-1）

主催：一般社団法人 情報処理学会 情報処理教育委員会
一般社団法人 情報処理学会 初等中等教育委員会

詳細はホームページで逐次公開していきます。

<https://www.ipsj.or.jp/event/taikai/86/86PosterSession/>

例年より締切が早いので
お間違えなく！

